

2022年12月27日(No. 505)

## Contents

### I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

### II. Lawyer's Eye

早わかり日中企業間契約の違約金条項

中国弁護士 屠 錦寧

日本弁護士 唐沢晃平

### III. 中国法令アップデート

- ・ネットワーク安全標準実務ガイドライン—個人情報越境処理活動安全認証規範 V2.0
- ・最高人民法院による涉外民商事事件の管轄における若干の問題に関する規定
- ・商標代理監督管理規定
- ・個人養老金実施弁法
- ・最高人民法院による「中華人民共和国民法典」契約編通則部分の適用に関する解釈(意見募集稿)
- ・不正競争防止法(改正草案意見募集稿)

## I. Topics

### 最近のセミナーや論文等の情報

#### ◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 18 回(中国メインランド)

日時:2022 年 9 月 21 日(水)

「中国ビジネス法大全その1」

講師:パートナー弁護士 射手矢好雄

第 19 回(中国メインランド)

日時:2022 年 10 月 12 日(水)

「中国ビジネス法大全その2」

講師:パートナー弁護士 射手矢好雄

第 20 回(中国メインランド・台湾):2022 年 11 月 30 日(水)

「台湾有事に備えた日本企業の危機管理」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

アソシエイト(台湾)/外国法事務弁護士 呉 曉青

## II. Lawyer's Eye

### 早わかり日中企業間契約の違約金条項

中国弁護士 屠 錦寧  
日本弁護士 唐沢晃平

#### 1. はじめに

中国企業との間で中国法を準拠法とする契約を締結することになった日本のクライアントから、違約金条項の効力や実効性について質問されることがよくあります。

違約金条項については、従来は中国契約法及び関連する司法解釈に基づいて回答を行っていましたが、2021年1月1日に民法典が施行されたことに伴い、契約法は廃止され(民法典の契約編に組み入れられました)、また、契約法に関する司法解釈もそれと同時に廃止されています。その後、民法典の契約編に関する新しい司法解釈はまだ正式に制定されておらず、2020年12月31日までは存在していた契約法に関する司法解釈に相当するものが制定されていない状況が続いています。2022年11月4日、最高人民法院は、「中華人民共和国民法典」契約編通則部分の適用に関する解釈(意見募集稿)(以下「契約編司法解釈意見募集稿」といいます。)を公表しており、そこには違約金に関する規定も含まれています(本記事の執筆時点では、当該司法解釈はまだ正式公布には至っておりません。)

違約金条項に関する理解については、上記のような立法動向も踏まえて随時アップデートする必要があるため、今回の記事では、よく聞かれる質問と筆者らの回答例をご紹介します。

#### 2. 中国企業との中国法準拠の契約でも違約金条項を設定することはできるか？設定した方がよいか？

中国法上、契約当事者の一方が契約上の義務を履行せず、又はその履行が契約に合致せず、相手方に損害を与えた場合は、契約の不履行によって生じた損害額を賠償しなければならないと定められています(民法典第584条)。ただ、債権者が違約当事者に対して損害賠償を請求する場合、損害の発生や損害額を証明する必要があり、通常これは容易なことではありません。

そこで、民法典第585条第1項は、「当事者は、一方が違約した場合に違約の状況に基づき相手方に一定額の違約金を支払うべき旨を約定することができ、また、違約により生じた損失の賠償額の計算方法を約定することもできる。」と定め、契約において違約金条項を置くことを正面から認めています。すなわち、契約締結時に、例えば、●人民元又は契約代金総額の●%といった一定の金額をあらかじめ違約金として設定しておけば、契約の不履行が生じたことのみ立証すれば、損害の発生とその金額については立証せずとも、債務者に対して予定された賠償額の支払いを請求できるということになります。この点は、準拠法が中国法であっても日本法と同様であるといえます。

よって、契約の相手方による不履行について懸念を有する債権者の立場からすれば、将来の権利行使における立証の負担を回避するために、契約において違約金条項を設定しておいた方がよいといえます。一方、債務者の立場からすれば、契約の不履行の程度が軽微であり、債権者の実際の損害も予定された賠償額より少ない場合(あるいは実際の損害は全く発生していない場合)であっても、約定された金額の違約金を請求される可能性が生じることに留意を要します。

なお、中国法においては、約定された違約金の金額と実際に生じた損害の金額に乖離がある場合に違約金の減額請求が可能とされていますが、かかる違約金の減額請求が必ず認められるわけではありません。この点は下記 4. (1)において詳しく解説します。

### 3. 違約金の相場はいくらか？

違約金の相場(具体的にいくらと定めるべきか、何%と定めるべきか等)は最もよく聞かれる質問の一つですが、通常の場合は、具体的な数字を示してこの水準が適切であるとの意見を述べるのは難しいと回答せざるを得ないところです。

違約金の設定は、主として契約の不履行が生じた場合に債権者が債務者に対して損害賠償を請求する場面における損害の発生や金額を証明の負担を軽減するために採られる措置であるところ、違約金の金額も不履行によって生じる損害の内容やその金額評価をあらかじめ想定して設定することになりますが、契約の内容や背景、考えうる違約の内容や程度、違約が生じた場合の影響の内容や程度等は個々の契約ごとに様々であり、一般的に適切であると認められる違約金の相場水準というものには存在しないというほかありません。実務上は、当該業界内における同規模の類似取引においてどの程度の違約金を定めることが多いかにつき、もし情報があれば、それをベースに債権者側としては多めの、債務者側としては少なめの金額を主張することが多いように思われます。

なお、設定した違約金の金額が実際の損害に照らして著しく多額又は小額であった場合の法的帰結については、下記 4. において詳しく説明します。

### 4. 約定した違約金の金額と実際の損害額に大きな乖離があっても約定通りの金額を請求できるのか/約定通りの金額しか請求できないのか？

#### (1) 違約金の金額が実際の損害額を上回る場合

中国法上、約定した違約金の金額が、生じた損害を著しく上回る場合、人民法院(中国の裁判所のことで)又は仲裁機関は当事者の請求に基づきこれを適切な減額をすることができるとされています(民法典第 585 条第 2 項)。これによれば、債務者は、債務不履行に基づき債権者に損害が発生していないこと、又は、実際の損害が約定された違約金の金額よりも少ないことなどを立証できる場合は、違約金の減額を請求することになります。ただし、かかる違約金の減額請求については、一定の要件を満たす必要があるほか、その審理手続において裁判官又は仲裁人の裁量が大きく働くこと(すなわち結果に関する不透明性を伴うこと)に留意する必要があります。

まず、減額が認められる要件として、約定した違約金の金額が、生じた損害を「著しく」上回る必要があります。この「著しく」上回るとはどの程度上回る場合のことを指すのかについては明確な判断基準が存在し、通常は、実際に生じた損害を 30% 超上回る場合は「著しく」上回っていると認定されます(以下「30%ルール」といいます。)。なお、この 30%ルールですが、以前は「契約法適用の若干問題に関する解釈(二)」第 29 条に定められていたところ、当該司法解釈は 2021 年 1 月 1 日の民法典の施行と同時に廃止されたため、それ以降しばらくは明文上の根拠が存在しない状況でした。その後 2021 年 4 月 6 日に最高人民法院が公布した「全国法院による民法典の徹底実施に関する業務会議紀要」の第 11 条に、司法手続における処理基準として 30%ルールが記載されたため、現時点の裁判実務においてはこれに基づいて 30%ルールが適用され続けています。また、上述の通り、今般、契約編司法解釈意見募集稿が公表されているところ、その第 69 条第 2

項にも 30%ルールが定められています。このことから、30%ルールは今後も維持される可能性が高いものと思われる。

次に、上記の 30%ルールをクリアした場合の減額割合については、人民法院が、減額請求の審理において、実際の損害を基準として、「契約の履行状況」、「当事者の過失の程度」及び「期待利益」などの要素を総合的に考慮し、公平・信義の原則に則り決定すべきものとされています（「全国法院による民法典の徹底実施に関する業務会議紀要」第 11 条）。また、契約編司法解釈意見募集稿は、考慮要素として上記に加え、さらに「当事者」、「取引類型」、「契約の履行の背景」を追加しているほか、契約不履行の当事者が信義則に著しく違反したような場合には、人民法院は損害賠償額の減額請求を認めない旨が明記されています（第 69 条）。

上記の様々な考慮要素をどのように評価し、どの程度の減額を認めるか、そもそも減額を認めるか否かは、案件ごとに裁判官の裁量による総合的な判断によります。すなわち、30%ルールをクリアしたとしても、直ちに実際の損害の 130%まで違約金の減額が認められるわけではないことに留意を要します。なお、違約金の金額の調整が争点となった過去の裁判例を見ると、中国の裁判官は契約不履行にかかる故意の有無や信義則の違反の有無を重視する傾向にあるようです。

なお、日本法においては、違約金の定めがある場合でも債権者に過失がある場合は過失相殺による違約金の減額を認め得るとする趣旨の判例は存在しますが、過大な違約金が定められた場合に裁判所や仲裁機関が違約金を減額できるという法令上の仕組みは存在しません（違約金条項が公序良俗に違反する場合、当該条項は無効となります。）。この点は契約の準拠法を日本法とする場合と中国法とする場合の実務上の大きな違いといえます。

## (2) 違約金の金額が実際の損害額を下回る場合

中国法上、違約金条項の趣旨は、上記 2. で述べたように、債務不履行に基づく損害賠償請求の立証の負担を軽減することにあるため、別段の定めがない限り、債権者は実際の損害額に基づく損害賠償を受ける権利を失うわけではないと理解されており、民法典においても、契約で約定した違約金が実際に生じた損害を下回る場合、当事者は、人民法院又は仲裁機関に対して違約金の金額の増額を請求できると定められています（民法典第 585 条第 2 項）。そして、増額の幅は、契約の不履行によって実際に生じた損害額を限度とするとされています（「全国法院による民法典の徹底実施に関する業務会議紀要」11 条）。

よって、債権者は、実際の損害額を限度とする増額請求をすることはできますが、債務者の契約の不履行によって実際に生じた損害額が違約金を上回ることを証明する必要があります。また、違約金条項がある場合、原則としてはその違約金条項に定められた金額を請求できるとどまり、人民法院又は仲裁機関における訴訟又は仲裁において、違約金の増額が認められた場合にはじめて違約金の金額を超える損害賠償の請求を行うことができると解される点には留意を要します。

なお、日本法においては、「違約金は賠償額の予定と推定する。」と定められており（日本民法第 420 条第 3 項）、賠償額が予定されている場合は、その金額が実際の損害額を下回る場合でも、賠償額の増額は請求できず、予定された賠償額の範囲でしか損害賠償を請求できないと解されています。それゆえ、増額を請求する当事者は、当該違約金条項が賠償額の予定ではないことを主張・立証しなければなりません。よって、違約金条項を置きつつも、実際の損害額を請求したいと考えるのであれば、「実際の損害額が違約金の額を超える場合は、その超過額の賠償も請求することができる」と明記しておく必要があることとなります。

## 5. 違約金の増減の請求を行わない旨をあらかじめ契約で合意できるか？



中国法においては、上記 4. に記載の通り、当事者は違約金が過大である場合または過少である場合には人民法院又は仲裁機関に損害賠償額の増減を請求することができるとされていますが、当事者間の契約において、かかる増減の請求を行わない旨が合意されることがあります。契約編司法解釈意見募集稿第 68 条第 1 項はそのような特約の効力についても定めを置いており、違約金の増減を行わないことにより、著しく公平を失することにならない限り、当該特約も有効とされています。

いかなる場合に「著しく公平を失する」のかについて明確な基準はなく、案件ごとに裁判官の裁量に委ねられることとなります。この点、違約金の調整に関する裁判例においては、債務者が債務不履行について「悪意」があったという理由で違約金の減額請求を認めなかったものがあるところ、かかる債務者の債務不履行についての「悪意」の有無は、上記特約の有効性に関する判断においても考慮される可能性があると考えられます。

## 6. 違約金の減額請求について立証責任はどちらにあるか？

契約上の義務につき不履行に陥った債務者が違約金の減額を請求する場合、違約金が実際の損害額を著しく上回ることについて立証責任を負うのは債務者側です。これは、「全国法院による民法典の徹底実施に関する業務会議紀要」第 11 条においても、契約編司法解釈意見募集稿第 68 条第 2 項においても明記されています。

しかし、「全国法院による民法典の徹底実施に関する業務会議紀要」第 11 条には、債務者による違約金の減額請求がなされた場合に、債権者側から違約金は合理的なものであると主張する場合には、債権者において相応の証拠を提出する必要があるとも記載されています。

中国法上の民事訴訟における立証責任の原則に従えば、訴訟上の請求を行う当事者がその根拠となる事実が存在することにつき立証責任を負います。つまり、減額請求を行う債務者にて違約金が実際の損害を著しく上回ることを立証することができなければ減額請求は認められないというのは原則通りなのですが、上記の債権者側にも立証責任を負わせるかのような規定も存在するため、債務者も債権者も立証できなかった場合に人民法院がいかなる判断をするのかが不明であるとの指摘がされていました。また、違約金条項は債権者が賠償請求を行うに当たっての立証の負担を回避するために定めるものであるのに、結局において債権者にて違約金が合理的なものであることにつき立証責任を負うというのでは、違約金の制度趣旨とも矛盾するとの指摘もされていました。かかる議論を反映してか、契約編司法解釈意見募集稿においては、債権者が違約金の合理性に関して立証責任を負うというような規定は定められていません。契約編司法解釈がそのまま正式に公布された場合は、上記の実務上の論点の一つが解消されることになるものと考えられます。

## 7. 最後に

上記の通り、中国法上、契約書に違約金条項を定めておいたとしても、実際の損害額を著しく上回る場合又は下回る場合には、当事者は人民法院又は仲裁機関に増減を請求できるとされています。それゆえ、債権者は約定した違約金の全額を必ず請求できるとも限りません。また、債務者は実際の損害額にかかわらず約定した違約金を支払いさえすれば免責されるとも限りません。

しかし、違約金の増減を請求するためには、訴訟又は仲裁手続を経る必要があり、増減を請求する当事者にて実際の損害額を証明する必要があり、そして増減の可否及び増減の幅については最終的に裁判官又は仲裁人の裁量に委ねられるため予測が困難であること等から、債権者としては、違約金を高めに設定することができれば、債務者に対して契約を約定通りに履行するよう心理的プレッシャーを与える効果が期待できますし、債務者としては、違約金を低めに設定することができれば、一定の安心感を得ることができるようになります。

す。また、違約金条項の拘束力をより高めたいと考える当事者としては、違約金の増減請求を制限する旨の特約を定めることも考慮すべきといえます。

以上

### III. 中国法令アップデート

#### 最新中国法令の解説

今月号の法令としては、意見募集稿レベル(正式未公布レベル)のものに着目すべきものが多い。

まず、一つ目は、不正競争防止法(改正草案意見募集稿)である。本意見募集稿は、1993年に不正競争防止法が施行されて以来3度目の改正となり、条文数も現行法の33条から48条に増えている。特に注目すべきは以下の2点である。

- 新たな不正競争行為が追加

「相対的に優位な地位」という概念を導入し、相対的に優位な地位にある事業者は、正当な理由なく、取引先の事業活動に対して不合理な制限を行い、又は不合理な条件を課す行為(13条)が不正競争行為として追加された。規制対象として、例えば、取引先に排他的協定の締結を強要すること(二者択一)、抱合せを強制する等が挙げられている。

- ネットワークやIT関連技術を利用する不正競争行為の規制強化

「国はデジタル経済の公平な競争ルールを健全化する。事業者は、データ及びアルゴリズム、技術、資本の優位性並びにプラットフォームルール等を利用して不正競争行為に従事してはならない」(4条)と新設されており、主に、以下の行為が不正競争行為として列挙されている。

①技術的手段を利用し、利用者の選択に影響を与えたり、他の事業者との取引等を排斥又は妨げたりする行為(15~17条)

②他の事業者の商業データを不正に取得し、又は使用する行為(18条1項)

③利用者の嗜好、取引の慣習等の特徴を分析することにより、取引先に対して不合理な差別的待遇をし、又は不合理な制限を課す行為(19条)

正式公布された場合、事業者に対するインパクトも大きく、今後の正式公布を特に注視すべき法令といえる。

\*不正競争防止法(改正草案意見募集稿)に関しては弊事務所で全訳を作成しております。必要な方は[本ニュースレターメール](#)までご連絡ください。

二つ目は、民法典の「通則」の部分に関する司法解釈である「最高人民法院による「中華人民共和國民法典」契約編通則部分の適用に関する解釈(意見募集稿)」である(現在はまだ意見募集稿であり、今後の正式公布が待たれる。)。中国民法典は、民法通則、民法総則、物権法、担保法、契約法、婚姻法、養子縁組法、相続法、不法行為法の9つの法を統合したものとして2020年6月1日に成立し、2021年1月1日から施行されている。それまでに存在していた、当該9つの法令に関する様々な司法解釈については、特に重要なものについては民法典の条文に組み込まれたが、民法典の施行と同時に100を超える数の司法解釈が廃止され、また、100を超える数の司法解釈が改正されるなどした。2022年3月1日には総則編に関する司法解釈が施行されているが、本意見募集稿が正式公布されれば、民法典の契約編(旧契約法の内容に該当する部分)に関する司法解釈としては初のものとなる。

正式に公布(公表)された法令としては、個人情報の越境移転に関連する「ネットワーク安全標準実務ガイドライン—個人情報越境処理活動安全認証規範 V2.0」が重要である。中国では、本年6月24日に、全国情報安全標準化技術委員会が同安全認証規範 V1.0を公表し、個人情報保護法に基づき個人情報を本土外に越境移転する場合の根拠(適法化要件と呼ばれる)とし得る「安全認証」の手続について規定していたが、そ



のアップデート版に当たる。ただ、当該安全認証の具体的な認証機関、認証手続が明らかにされておらず、実務においても同安全認証は開始されていないという若干錯綜した状況が続いている。今後、本 V2.0 の公布をきっかけにして具体的な実務手続が開始されることが予想される。

\* ネットワーク安全標準実務ガイドライン—個人情報越境処理活動安全認証規範 V2.0 に関しては弊事務所  
で全訳を作成しております。必要な方は[本ニュースレターメール](#)までご連絡ください。

法令の解説詳細は以下ご御覧いただきたい。

## 公布済み法令

### <憲法・行政法>

#### ネットワーク安全標準実務ガイドライン—個人情報越境処理活動安全認証規範 V2.0

[ポイント] 個人情報保護法においては、個人情報の越境移転を行う際には①国家インターネット情報部門が手配する「安全評価」を通過すること、②国家インターネット情報部門の規定に基づき専門機関による個人情報保護「認証」を経ること、③国家インターネット情報部門が制定した標準契約に基づき、本土外の情報受領者と契約を締結し、双方の権利と義務を取り決めること、又は④法律、行政法規又は国家インターネット情報部門が定めるその他の条件のいずれかを満たしている必要があるとされている(個人情報保護法 38 条)。本 V2.0 は、上記②の専門機関による個人情報保護「認証」に関して、2022 年 6 月 24 日より施行されている「ネットワーク安全標準実践ガイドライン—個人情報越境処理活動安全認証規範(V1.0)」のアップデート版として公布されたものである。

V1.0 においては、同認証が適用できる場面が、親子会社・グループ会社間の越境移転等の特定の場面に限定されていたが、V2.0 においてはかかる限定が無くなっているのが特徴である(但し、実務的にどのような場面で同認証が活用できるかについては、今後の実務動向を見る必要がある。)

認証申請の主体としては合法的な法人資格を取得しており、正常に経営を行っており、良好な信用を有していることが必要とされている。

本 V2.0 においては、個人情報の越境移転に当たって必要とされる原則として、①合法、正当、必要性及び誠実信用原則(法令の規定を遵守し、個人情報処理者と受領者との間の約定の目的に従い個人情報の権益に対する影響が最小となる方式で個人情報を処理しなければならない)、②公開、透明性の原則(個人情報処理規則の公開処理過程の透明性の要求を満たし、個人情報主体に国外の受領者の情報等を告知すること)、③情報品質保障原則(個人情報が正確、完全なものであることを保障すること)、④同等保護の原則(個人情報の越境処理活動が中国の個人情報保護法が規定する個人情報保護の基準に達していることを確保すること)、⑤責任明確化原則(個人情報主体の権益を保障し、国外の受領者による個人情報の違法な処理活動について責任を負う当事者を明確にすること)、⑥自ら進んで認証を行う原則(個人情報の越境処理活動が、自ら認証を行うことを国家が推薦するものに当たる場合は自ら進んで認証を行うこと)が定められている。

また、個人情報の越境移転において必要とされる点として、以下の点が挙げられている。

#### (ア) 法的拘束力のある合意

個人情報の越境処理活動を行う個人情報処理者と国外の受領者との間で法的拘束力・執行力のある文書を締結し、個人情報主体の権益が十分な補償を受けることができるようにすることが必要とされている

#### (イ) 適切な組織管理

個人情報越境処理活動を行う個人情報処理者及び国外の受領者においては、個人情報保護の責任者を指定し、個人情報保護機関を設置するなどの組織管理を行っていることが必要とされている。

(ウ) 個人情報越境処理規則

個人情報の越境移転に関する基本的な状況(個人情報の数量、範囲、種類、センシティブな度合い等)、個人情報越境処理の目的、方式及び範囲等の情報を含めた統一的な個人情報越境処理規則を遵守する必要がある。

(エ) 個人情報保護影響評価

個人情報の越境活動を行う個人情報処理者は、越境提供する個人情報について個人情報保護影響評価を行い、個人情報保護影響評価報告を作成した上、3年以上これを保存する必要がある。

上記の他、本 V2.0 においては現行の v1.0 と同内容の個人情報主体の有する権利並びに個人情報処理者及び国外の受領者の責任・義務の内容について定められている。

[原文] 网络安全标准实践指南—个人信息跨境处理活动安全认证规范 V2.0(信安秘字 [2022] 216号)

[公布／公表機関] 全国情報安全標準化技術委員会（全国信息安全标准化技术委员会）

2022年12月16日公布、2022年12月16日施行

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

## <民事訴訟法>

### 最高人民法院による涉外民商事事件の管轄における若干の問題に関する規定

[ポイント] 涉外民商事事件の管轄について、最高人民法院は2002年以降、相次いでその関連する司法解釈を公布してきたが、涉外民商事事件の管轄メカニズムをさらに最適化するため、基層人民法院が事実の正確な究明、中級人民法院が二審終審制の有効性、事実に基づいた紛争解決、高級人民法院が再審による間違いの訂正、最高人民法院が全国の涉外裁判の監督指導、法律の正確かつ統一的な適用を確保するという観点から、今般の最高人民法院による涉外民商事事件の管轄における若干の問題に関する規定は、2002年の司法解釈と比べて、第一審涉外民商事事件を管轄する人民法院の範囲がもっと広くなり、以下の通り各級の人民法院の管轄を規定する。

法院レベル	管轄内容	詳細
基層人民法院	第一審涉外民商事事件。法律、司法解釈に別途規定がある場合を除く。	
中級人民法院	紛争の目的額が大きい涉外民商事事件	北京、天津、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、重慶：目的額が4000万人民币元以上（4000万人民币を含む） 河北、山西、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、安徽、江西、河南、湖北、湖南、広西、海南、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆管轄区中級人民法院、解放軍各

		戦区、総直属軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院管轄中級人民法院:目的額が2000万人民元以上(2000万人民元を含む)
	事件が複雑であるか、又は当事者数が多い渉外民商事事件	
	その他管轄地域に重大な影響を与えた渉外民商事事件	
高級人民法院	目的額が50億人民元以上(50億人民元を含む) その他管轄地域に重大な影響を与えた第一審渉外民商事事件	

[原文] 最高人民法院關於渉外民商事案件管轄若干問題的規定(法釋(2022)18号)

[公布/公表機関]最高人民法院(最高人民法院)

2022年11月14日公布、2023年1月1日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

## <知的財産権>

### 商標代理監督管理規定

[ポイント] 本規定は、商標代理業界の監督及び管理に関する法令である。近年、中国において、商標出願件数の急増により商標代理業務の規模も急激に拡大する中、代理機構が依頼者のために悪意の出願(権利侵害を知りながら出願すること等)、取引に用いる商標の買占め(自分で使用するのではなく譲渡して利益を獲得するために商標を買い占めること等)等の違法行為を行うことがある。商標代理業界の代理行為を規範化するために本規定が制定された。

本規定は合計5章43条で構成されている。重要な点を以下のとおりまとめた。

1. 商標代理機構の届出制度を設置する。商標代理機構は商標代理業務に従事する場合、国家知的財産権局において機構の基本情報、商標代理業務に従事する従業員の基本情報等の届出が必要である。届出の有効期限は3年であり、期間満了後に期間を更新する必要がある。
2. 商標代理機構の内部管理に関する義務を規定している。業務管理制度及び業務ファイル管理制度の健全化、従業員の職業教育の強化等の内容が含まれる。
3. 商標代理違法行為をより詳細に規定している。実務上の経験に照らして「商標法」及びその実施条例に列挙される商標代理違法行為をより明確にしておき、オンラインで商標代理業務に従事する際の違法行為も明確に規定している。

[原文] 商標代理監督管理規定(国家市場監督管理总局令第63号)

[公布/公表機関]国家市場監督管理总局(国家市場監督管理总局)

2022年10月27日公布、2022年12月1日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

## <社会法>

### 個人養老金実施弁法

[ポイント] 2022年10月26日、人力資源社会保障部等により、「個人養老金実施弁法」(以下「本弁法」という。)が公布され、本弁法は、同日から施行されている。中国の社会保険制度は、基本養老保険、基本医療保険、労働災害保険、失業保険及び生育保険の5種類(「五險」と呼ばれることがある)から構成されており(「社会保険法」2条)、労働者はこれら5種類の保険に加入しなければならない。そのうち、養老保険は、いわゆる退職年金保険であり、中国では、3本柱から構成される。具体的には、①全員が加入する公的年金としての基本養老金(日本の国民年金に相当する制度)、②企業が任意に加入する企業年金、及び③個人が任意に加入する個人年金がある。

中国の退職年金制度に関しては、公的年金(基本養老金。上記3本柱の①)への依存や少子高齢化による公的年金(基本養老金)の積立不足への懸念といった問題があり、個人年金(上記3本柱の③)を充実させる必要性が指摘されていた。そこで、国務院は、2022年4月21日、「個人養老金の発展促進に関する意見」(以下「本意見」という。)を公布し、私的年金としての個人年金制度として、「個人養老金」の概要を公表した。「個人養老金」は、個人が任意に加入できる確定拠出年金であり、日本におけるiDeCo(イデコ・個人型確定拠出年金)に類似する制度といえる。

本弁法は、本意見に基づいて制定されたものであり、個人養老金について、①加入手続、②資金・口座の管理、③関連機関の職責等の事項を定めている。本弁法に定める個人養老金の概要は、以下のとおりである。

項目	概要
加入対象者	中国域内において都市従業員基本養老保険又は都市農村住民基本養老保険に加入する労働者であること(3条2項)。
掛金の拠出	加入者個人が全額拠出する(2条1項)。
加入手続	加入者は、全国统一オンラインサービス又は商業銀行のルートを通じて、情報プラットフォームにおいて、個人養老金口座を開設しなければならない(6条1項)。
限度額	掛金の毎年の限度額は、12000人民元である(8条)。
税制の優遇措置	拠出額の所得控除、運用段階の投資収益の非課税等の優遇措置が適用される(「個人養老金にかかる個人所得税政策に関する公告」(2022年11月3日公布)第1項)。
受給条件	個人養老金は、①基本養老金の受給年齢の到達、②労働能力の喪失、③定住からの出国、④その他国が定める条件のいずれかを満たした場合に、毎月按分して又は一括して受給することができる(12条)。

なお、個人養老保険制度は、まずは一部の都市で1年間試行した上で、段階的に展開するとされており(本意見10項)、今後は、各地方の実施細則が制定されるものと思われる。

[原文] 个人养老金实施办法(人社部发〔2022〕70号)

[公布/公表機関] 人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局、銀保監会、証監会(人力資源社会保障部、財政部、国家税务总局、银保监会、证监会)

2022年10月26日公布、2022年10月26日施行

執筆担当: 日本弁護士 芳賀洋一

## 草案・意見募集稿等

\* 本項目において掲載されているものはいずれも意見募集稿の段階にあり、本稿発行時において、正式に法令、ガイドライン等として発表されているものではない点に留意されたい。



## 最高人民法院による「中華人民共和國民法典」契約編通則部分の適用に関する解釈(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、民法典の第三編「契約」のうち第一分編「通則」の部分に関する司法解釈に関するものである。

中国民法典は、民法通則、民法総則、物権法、担保法、契約法、婚姻法、養子縁組法、相続法、不法行為法の9つの法を統合したものと2020年6月1日に成立し、2021年1月1日より施行されている。それまでに存在していたかかる9つの法令に関する様々な司法解釈については、特に重要なものについては民法典の条文に組み込まれたが、民法典の施行と同時に100を超える数の司法解釈が廃止され、また、100を超える数の司法解釈が改正されるなどした。そして、民法典の時間的効力の適用に関する若干規定、物権編の適用に関する解釈(一)、関連担保制度の適用に関する解釈、婚姻家庭編の適用に関する解釈(一)、相続編の適用に関する解釈(一)が民法典の施行と同時に施行され、その後2022年3月1日には総則編に関する司法解釈が施行されているが、本意見募集稿が正式公布されれば、民法典の契約編(旧契約法の内容に該当する部分)に関する司法解釈としては初のものとなる。

本意見募集稿は全73条からなる。中でも、66条1項は、金銭債務について遅延損害金の定めが置かれていない場合でも、裁判所は違約行為が発生した時点の中国人民銀行が公表するローンプライムレート(LPR)に30~50%を上乗せた金額を遅延損害金の金額として算出できると定めている点において、これまでに存在しなかった新たな基準を示したものと注目される。また、69条2項は、合意された違約金が実際に生じた損害を著しく上回る場合は裁判所に対して違約金の減額を請求できると定めた民法典585条2項に関し、当事者が合意した違約金が実際の損害額よりも30%を超えて多い場合は一般的に「著しく上回っている」と認定できると定めており、民法典の施行と同時に廃止となった「契約法適用の若干問題に関する解釈(二)」の29条に定められていた基準が維持されている点や、68条1項後段において、かかる違約金の調整を請求しない旨の合意は、調整を行わなかったことにより明らかに公平を失うことになる場合は効力が認められないとされている点(逆にいえば明らかに公平を失うことにならない場合は効力が認められると解される点)も注目される(本意見募集稿に含まれる、これらの違約金に関する条項については、本号のLawyer's Eyeでも解説を行っているので参照されたい。)

[原文] 最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》合同编通则部分的解释(征求意见稿)

[公布/公表機関] 最高人民法院(最高人民法院)

(意見募集期間:2022年11月4日~2022年11月20日)

執筆担当:日本弁護士 唐沢晃平

## 不正競争防止法(改正草案意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、1993年に不正競争防止法が施行されて以来、3度目の改正となり、条文数も現行法の33条から48条に増えており、主に改正が予定されている内容は以下のとおりである。

### 1. 混同行為の拡充

現行法に明記されているドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称に加えて、一定の影響力を有する他人のウェブページのデザイン、サウンドメディアの名称、アプリケーションの名称又はアイコンと同一又は類似する標章やページを無断で使用する行為も混同行為として規制対象に追加された(7条1項(3)号)。また、他人の一定の影響力を有する商業標章を検索キーワードとして設定し、関連公衆を誤導する行為(7条1項(4)号)も規制対象であると明記されている。

### 2. 新たな不正競争行為の追加

①「相対的に優位な地位」という概念を導入し、相対的に優位な地位にある事業者は、正当な理由なく、取引先の事業活動に対して不合理な制限を行い、又は不合理な条件を課す行為(13条)を不正競争行為として追加された。規制対象として、例えば、取引先に排他的協定の締結を強要すること(二者択一)、抱合せを

強制する等が挙げられている。なお、「相対的に優位な地位」には、事業者の技術、資本、利用者数、業界における影響力等における優位性、及び他の事業者の当該事業者に対する取引上の依存等を含むとされている(47条)。

②悪意のある取引をして、他の事業者の正常な経営を妨害又は破壊する行為(14条)も規制の対象として追加された。

### 3. ネットワークやIT関連技術を利用する不正競争行為の規制強化

本意見募集稿では、一般的な規定として、「国はデジタル経済の公平な競争ルールを健全化する。事業者は、データ及びアルゴリズム、技術、資本の優位性並びにプラットフォームルール等を利用して不正競争行為に従事してはならない」(4条)と新設されており、主に、以下の行為が列挙されている。なお、本年8月1日に施行された独占禁止法(2022改正)では、事業者はデータやアルゴリズム等を利用して独占行為(例えば、カルテル、事業者が市場支配的地位を濫用した行為)を行うことが禁止されている。

①技術的手段を利用し、利用者の選択に影響を与えたり、他の事業者との取引等を排斥又は妨げたりする行為(15～17条)

②他の事業者の商業データを不正に取得し、又は使用する行為(18条1項)

なお、本条で保護されている「商業データ」の要件は、(i)事業者が法により収集したこと、(ii)商業的価値があること、及び(iii)相応の技術的管理措置を講じていることとされている(同条2項)。

③利用者の嗜好、取引の慣習等の特徴を分析することにより、取引先に対して不合理な差別的待遇をし、又は不合理な制限を課す行為(19条)

### 4. 法的責任の強化

懲罰的賠償制度の適用範囲は、現行法に規定されている営業秘密の侵害行為から全ての不正競争行為に広げるとともに、悪意という主観的要件も不要になった(27条)。また、個人又は単位が当局の調査や取締りの妨害又は拒否をした場合の過料の上限額は、それぞれ、現行法に規定されている5千元、5万元から5万元、50万元に引き上げられている(42条)。

[原文] 反不正当竞争法(修订草案征求意见稿)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局(国家市场监督管理总局)

(意見募集期間:2022年11月22日～2022年12月22日)

執筆担当:中国弁護士 李芸

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>



- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
  - 弁護士 射手矢 好雄([yoshio.iteya@amt-law.com](mailto:yoshio.iteya@amt-law.com))
  - 弁護士 森脇 章 ([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))
  - 弁護士 中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))
  - 弁護士 若林 耕 ([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  - 中国弁護士 屠 錦寧([tu.jinning@amt-law.com](mailto:tu.jinning@amt-law.com))
  - 弁護士 尾関 麻帆([maho.ozeki@amt-law.com](mailto:maho.ozeki@amt-law.com))
  - 弁護士 横井 傑([suguru.yokoi@amt-law.com](mailto:suguru.yokoi@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)